

## 長浜市本社機能移転促進助成金交付要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、本社機能を有する事務所、工場又は事業所の立地及び定着を促進することにより市内の産業基盤の強化及び雇用の創出を図り、市内経済の活性化に寄与するため、市内への本社機能の移転に伴う費用の一部に対して、予算の範囲内で助成金を交付することについて、長浜市補助金等交付規則（平成18年長浜市規則第36号。以下「規則」という。）及び長浜市市税等の滞納者に対する補助金交付等の制限に関する規則（平成26年長浜市規則第17号）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 本社機能 第6号の事業者の代表者が通常執務し、かつ、経営方針に関する意思決定をする機能をいう。
- (2) 本社事業所等 本社機能を有する事務所、工場又は事業所をいう。
- (3) 所有権等 所有権、賃借権その他の本社事業所等を使用する権原をいう。
- (4) 新設 市内に本社事業所等の所有権等を有しない者が、新たに市内に本社事業所等の所有権等を取得することをいう。
- (5) 増設 市内に工場又は事業所の所有権等を有する者が、更に市内に本社事業所等の所有権等を取得することをいう。
- (6) 事業者 本社事業所等の新設又は増設（以下「新增設」という。）をし、営利目的をもって自ら事業を行う法人又は個人をいう。
- (7) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者で、法人又は個人であるものをいう。
- (8) 雇用者用住居 事業者に直接雇用される従業員の生活の用に供する住居であり、市内に所在するものをいう。
- (9) 常用雇用者 事業者に直接雇用される従業員のうち、雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者で、かつ、健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第1項に規定する被保険者であるものをいう。
- (10) 操業開始日 事業者指定申請書（様式第1号。以下「指定申請書」という。）の事業計画に基づいて本社事業所等が操業を開始することをいう。

(指定)

**第3条** 指定を受けることができる事業者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本社事業所等の新增設に伴う設備投資に係る投下固定資産の取得価額の合計額（以下「投下固定資産額」という。）の見込額が5億円以上（中小企業者にあつては5,000万円以上）であること。
- (2) 操業開始日の見込みが平成28年1月2日から令和5年12月31日までの間であること。
- (3) 本社事業所等の操業開始日において新たに増加する常用雇用者のうち、長浜市に住民登録を有する者の見込数が5人以上であること。
- (4) 東京23区、首都圏整備法（昭和31年法律第83号。）で定める近郊整備地帯、近畿圏整備法（昭和38年法律第129号。）で定める既成都市区域及び近郊整備区域、又は、首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和41年政令第318号。）第1条に規定する区域から長浜市に本社事業所等を新增設する事業者であること。
- (5) 事業者が行う事業が、次の各号のいずれにも該当しないこと。
  - ア 無店舗小売業
  - イ 金融業、保険業（日本標準産業分類に掲げる産業のうち、大分類Jに含まれるもの。ただし、保険媒体代理業及び保険サービス業を除く。）
  - ウ 次のサービス業等
    - (ア) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業
    - (イ) 競輪・競馬等の競走場、競技団
    - (ウ) 芸芸業及び芸芸斡旋業

- (エ) 場外馬券売場、場外車券売場及び競輪・競馬等予想業
- (オ) 興信所（専ら個人の身元、身上、素行、思想調査等を行うものに限る。）
- (カ) 集金業又は取立業（公共料金又はこれに準ずるものは除く。）
- (キ) 運転代行業、易断所、観相業及び相場案内業
- (ク) 宗教
- (ケ) 政治・経済・文化団体

(6) 事業者（個人事業にあつてはその代表者）又はその役員等（事業者が法人の場合にあつては役員、支配人及び営業所等の代表者）が、次の各号のいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等、直接的若しくは積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与している者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ アからオまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用する等している者

キ イからカまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与している者

2 指定を受けようとする事業者は、操業開始日後60日以内に、指定申請書に本社事業所等新增設計画書（様式第2号）及び別表第1に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

3 市長は、指定申請書の提出があったときは、必要な調査を行い、指定の要件を満たすと認められる事業者に対し、指定書（様式第3号）を交付するものとする。

（操業開始等の届出）

**第4条** 指定を受けた事業者（以下「指定事業者」という。）は、指定の対象となった本社事業所等の操業を開始した後速やかに、操業開始届（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（助成対象者）

**第5条** 助成金の交付を受けることができる事業者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 指定を受けた本社事業所等（以下「指定本社事業所等」という。）の新增設に伴う設備投資に係る投下固定資産額が5億円以上（中小企業者に対しては5,000万円以上）であること。

(2) 操業開始日が平成28年1月2日から令和5年12月31日までの間であること。

(3) 指定本社事業所等の操業開始日において新たに増加する常用雇用者のうち、長浜市に住民登録を有する者の数が5人以上であること。

(4) 指定本社事業所等の操業開始日までに、本市との間に環境保全協定を締結していること。

2 前項の規定に関わらず、第7条第1項の交付申請時において納期限が到来している市税及び国民健康保険料（税）の全部又は一部に未納がある者は、助成対象者とししない。

（助成金の内容）

**第6条** 助成金の種類、助成内容、助成率等、限度額、交付申請時期及び交付期間は、別表第2のとおりとする。

（助成金の交付申請等）

**第7条** 助成金の交付の申請は、助成金交付申請書（様式第5号）に別表第1に掲げる書類を添えて行うものとする。

2 市長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、必要な調査を行い、助成金を交付すべきと認めたときは、助成金交付決定通知書（様式第6号）により当該申請をした者に通知するものとする。

（実績報告）

**第8条** 規則第14条に規定する実績報告は、第7条第1項に規定する交付申請書の提出をもってなされたものとみなす。

（指定申請内容の変更）

**第9条** 指定事業者は、第3条第2項の規定による申請の内容に変更が生じたとき、又は事業の全部若しくは一部を廃止し、若しくは休止したときは、指定内容変更等承認申請書（様式第7号）を市長に提出し、市長の承認を得なければならない。

（納付金）

**第10条** 助成金の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、交付を受けた助成金相当額を市へ納付しなければならない。ただし、公用、天災地変、その他の助成金の交付を受けた者の責に帰することができない事由によるときは、市長は、助成金の交付を受けた者と協議のうえ、納付金を減免することができる。

- （1） 操業開始日から起算して5年以上、指定本社事業所等の操業を継続しなかったとき。
- （2） 本社事業所等の新增設に伴う設備投資に係る投下固定資産の取得の日から起算して5年間、他人に譲渡（譲渡担保権の設定を除く。）し、又は貸与したとき。

（地位の承継）

**第11条** この要綱の規定は、合併、事業譲渡、相続その他の事由により、指定事業者について設備投資に係る地位の承継があったと市長の承認を得たときは、当該承継者に対しても、またその効力を有する。

2 前項に規定する承継の承認を求める者は、事業を承継した日から起算して30日以内に地位承継承認申請書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

（その他）

**第12条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

**附 則**

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成28年1月1日から施行する。
- （告示の失効）
- 2 この要綱は、令和11年12月31日限り、その効力を失う。

**附 則**（令和3年1月1日告示第1号）

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

**別表第1**（第3条、第7条関係）

| 指定申請書添付書類                                                                                                | 交付申請書添付書類                                                                                                                                                                                                                       |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 定款又は規約<br>(2) 法人の登記事項証明書（個人にあっては住民票の写し）<br>(3) 財務諸表（個人にあっては所得税青色申告決算書又は収支内訳書等）<br>(4) その他市長が必要と認めるもの | (1) 固定資産税課税証明書、償却資産申告書の写し及び配置図<br>(2) 市税の納税証明書<br>(3) 投下固定資産明細書（投下固定資産の種類及び取得金額がわかる書類を添付すること。）<br>(4) 労働者名簿の写し（労働基準法（昭和22年法律第49号）第107条に基づくもの）<br>(5) 環境保全協定の写し<br>(6) 賃貸借契約書の写し（本社事業所等及び雇用者用住居を賃借する場合に限る）<br>(7) その他市長が必要と認めるもの |

**別表第2**（第6条関係）

| 助成金の種類      | 助成内容                                                                             | 助成率等 | 限度額     | 交付申請時期                               | 交付期間                                       |
|-------------|----------------------------------------------------------------------------------|------|---------|--------------------------------------|--------------------------------------------|
| 雇用者用住居立地助成金 | 助成対象者が平成28年1月2日から令和5年12月31日までの間に建設し5年以上継続的に利用することが見込まれる雇用者用住居の投下固定資産に対し賦課された固定資産 | 100% | 年額600万円 | 操業開始日後において、当該雇用者用住居の投下固定資産に対し固定資産税が課 | 当該雇用者用住居の投下固定資産に対し初めて固定資産税が賦課された年度から起算して3年 |

|                          |                                                                                                                    |                                                            |         |                                                         |                                                                             |
|--------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------|---------|---------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|
|                          | 税額に相当する額を助成する。                                                                                                     |                                                            |         | されること<br>となった年<br>度                                     |                                                                             |
| 雇用者<br>用住居<br>賃借料<br>助成金 | 助成対象者が平成28年1月2日から令和5年12月31日までの間に賃借を開始し5年以上継続的に利用することが見込まれる雇用者用住居のうち現に常用雇用者が入居しているものに係る賃借料の一部を入居する常用雇用者の人数に応じて助成する。 | 1人当たり月額5,000円。ただし、月の途中において賃借を開始又は終了した場合は日割りにより算定した額とする。    | 年額600万円 | 操業開始日後において、指定本社事業所等の投下固定資産に対し固定資産税が課されること<br>となった年<br>度 | 賃貸借契約を締結した後、初めて賃借料を支払った月から3年を経過する月までの3年分                                    |
| 本社事業所等<br>賃借料<br>助成金     | 助成対象者が賃借する本社事業所等のうち5年以上操業を継続することが見込まれるものの賃借料の一部を床面積に応じて助成する。                                                       | 1平方メートル当たり月額500円。ただし、月の途中において賃借を開始又は終了した場合は日割りにより算定した額とする。 | 年額600万円 | 操業開始日後において、指定本社事業所等の投下固定資産に対し固定資産税が課されること<br>となった年<br>度 | 賃貸借契約を締結した後、初めて賃借料を支払った月から5年を経過する月までの5年分                                    |
| 本社事業所等<br>雇用促進助成金        | 本社事業所等において新たに増加する常用雇用者のうち、長浜市に住民登録を有する者の雇用に要する費用の一部を雇用される人数に応じて助成する。                                               | 1人当たり20万円。                                                 | 2,000万円 | 操業開始日後において、指定本社事業所等の投下固定資産に対し固定資産税が課されること<br>となった年<br>度 | 指定本社事業所等の投下固定資産に対し初めて固定資産税が賦課された年度から起算して3年。ただし、年度にかかわらず当該増加雇用者1人当たり1回限りとする。 |
| 引越助成金                    | 本社事業所等において新たに増加する常用雇用者のうち、本社事業所等の新増設に伴い、市外から長浜市に住民登録を移した者の引越に要する費用の一部を雇用される人数に応じて助成する。                             | 1人当たり5万円。                                                  | 500万円   | 操業開始日後において、指定本社事業所等の投下固定資産に対し固定資産税が課されること<br>となった年<br>度 | 指定本社事業所等の投下固定資産に対し初めて固定資産税が賦課された年度から起算して3年。ただし、年度にかかわらず当該増加雇用者1人当たり1回限りとする。 |
| 融雪装置設置<br>費助成金           | 助成対象者が平成28年1月2日から令和5年12月31日までの間に本社事業所等内に設置する5年以                                                                    | 50%                                                        | 2,000万円 | 操業開始日後において、指定本社事業所等の投                                   | 融雪装置の投下固定資産に対し初めて固定資産税が賦課された                                                |

|  |                                                                                                                                        |  |  |                                   |                                               |
|--|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|--|-----------------------------------|-----------------------------------------------|
|  | <p>上継続的に利用する見込みのある固定式の融雪装置の施工に要した次に掲げる経費（消費税を除く。）の一部を助成する。</p> <p>（１） 融雪装置本体及び付属品にかかる費用</p> <p>（２） 地下水採掘にかかる費用</p> <p>（３） 設置にかかる費用</p> |  |  | <p>下固定資産に対し固定資産税が課されることとなった年度</p> | <p>年度。ただし、投下固定資産にかかわらず一の本社事業所等当たり１回限りとする。</p> |
|--|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|--|-----------------------------------|-----------------------------------------------|